

特別職等報酬等審議会概要

招 集 年 月 日	令和6年2月19日（月）
招 集 の 時 間	午後1時55分 ～ 午後2時45分
開 会	
出 席 委 員	糸田、山本、赤井、西谷、安野
欠 席 委 員	なし
会議事件説明のため 出席したもの	大塚総務課長
職務（書記）のため 出席したもの	船原

発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	開会
町長	町長あいさつ
	鳥取県東部・中部・西部で区域毎で審議会が行われています。南部町では更に町の中でも報酬等審議会を条例上設けて
	います。西部地区で町長や議長、議員の報酬が答申されましたので、それに併せて町長や関係特別職の審議、更には本
	当にこれでいいのかという再チェックをお願いしたい。中々、町の中で審議会を持っているところと持っていないところ
	とありますが、ご理解いただきまして、慎重なご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。
事務局	皆さんには委員を快くお引き受けいただきありがとうございます。席に辞令書を配付しておりますのでご容赦いただき
	たいと思います。続きまして、自己紹介をお願いします。
	(自己紹介)
事務局	審議会条例の説明をさせていただきます。条例第2条で町長は、議会の議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額
	に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする、
	となっています。3月議会に報酬の引き上げという形で提案したいと思っていますので、そのための審議をしていただ
	きたいと思います。なお、委員は5名です。第4条に審議会の会長を互選で選ぶように記載がありますので、事務局案は
	ありませんので、皆さん方の中で決めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
委員	年長というところで西谷さんはどうですか。
委員	異議なし。
委員	言われたら断れないもので。
事務局	そうしますと是非ともお願いしたいと思います。それでは会長が決まりましたので、町長から会長さんに諮問書の方を
	お渡し願いたいと思います。
町長	(諮問書を読み上げ会長に諮問書を渡す)
事務局	そうしますとここからの進行・議事につきましては会長の方でお願いしたいと思います。
会長	議事に従いまして進めたいと思います。南部町特別職報酬等について審議ということで、事務局から説明をお願いし

	ます。
事務局	平成27年から8年間改定されていません。一方では賃上げという国の流れもありますし、一般職の人事院勧告としましては、昨年から月例給も上がってきておりますし、来年度も上がってくるだろうと予測をしています。加えて民間でいうと春闘も段々上がってくるのではないかとことをふまえて、今回3月の議会に改正案のとおり上程したいと思っておりますが皆さんのご意見を伺いたいと思っております。
	(諮問事項を元に改正案について説明。)
	皆さんのご意見を伺いたいと思っておりますし、西部地区の報酬審議会のその他意見の中で、付帯意見みたいなものが記載されています。各町村の実情に合わせて検討されたいとあったり、議員のなり手が無いという議論があるが、議員の報酬のみがその原因ではないのではないかと意見があったと受け止めていますが、最終的には答申という形でいただきましたので、これをもって皆さんの意見を聞き、後で上程して参りたいと思っています。
会長	質問があればお願いします。
会長	西部地区の答申は拘束力はどれくらいありますか。
事務局	拘束力は決められたものではありませんが、それを基本として各町村で決めてください、というところです。本町の場合は条例で報酬等審議会があるので住民のご意見を聞くことが出来ます。西部町村の中で条例のないところがあるので、答申通りとしているところもあります。
委員	西部地区の答申通りということで、私たちの任務といたしますか、報酬額についてその額が妥当かどうかという判断をしなければならぬと認識しています。南部町は答申に沿って同額とされた理由はありますか。
事務局	皆さんにお示しするたたき台として西部町村会の報酬等審議会の答申という形でお示しした方が分かりやすいのではないかとというのが一つあります。西部町村会の中の規定がどこまで拘束力があるというのが中々難しいものがありますので、とは言ってもそこに重きを置きながら同額の提案をしたいと思っています。
委員	西部町村会の答申の中に、他団体の状況・人事院勧告の内容・社会情勢等を鑑みて総合的に判断した、と書いてあるのですが、この額が妥当かどうか、もっと上げるのか、いや上げすぎでしょというのを判断するのか、それを何をもって良いのか悪いのか戸惑っているところです。西部は西部で答申を出されたので、中部とか近隣はどうなのか。南部町と同人

	口の報酬の状況とかその辺は知っておられるのですか。
事務局	西部町村会の中の近隣の状況で言いますと、ほとんどのところが答申の額が提案されることになろうかと思います。
委員	中部とか東部とかその辺のところは知っておられますか。
事務局	東部・中部は把握しておりません。温度差があるのではないかと思います。
委員	南部町で審議会の条例を作っておられたら、それは南部町独自のものを作られても良いのかなと思いますが。当然、答申に従うという意見もちろんありますが。
委員	西部地区の審議会資料を拝見しているのですが、令和5年度に入ってから6回審議を行われて、その間資料が出て色々審議をされたんだろうなというのは想像できるので、妥当性は判断されて出されているものなのかなと、見ずに言うのもあれなんですけど、1年かけてやっているのですから信憑性はあるのかなと私は思います。
会長	そうですね。結構な資料を基にされたと思うんですけど。
委員	西部地区の特別職等報酬審議会の答申に書いてありますが、人事院勧告が近年下がったりが続いたのが、2年賃金が上がった勧告が出たと思いますが、人事院が民間企業の調査をして、国家公務員の賃金を上げるか下げるか据え置きするか8月に勧告するわけですけど、そういった中で全国的に上がってる状況なので私は上げる方には賛成です。ただその引上げ額が妥当かどうかというのは判断は難しいが、そういった意味では会長が言われたように、西部の審議会の中で何回も有識者の方が審議をされて答申を出されたのだからこの額でいいのではないかなと思います。町の審議会を受けて議会に提出された時にもっと上げたとか、据え置きでいいのかということになればそうなるんですよね。また審議会に差し戻すのでしょうか。
事務局	今までの例ではないと思いますが。
委員	逆に言うと条例があるのはどうなのかな。そこまで事細かくしなくても。
会長	町民の感覚で今上げるのという感覚なのか、世間の流れの中で上げる方向で妥当なんじゃないかという気がしますよね。根拠を持ち合わせていないので、町村会がいいというならいいのではないかというぐらいしか。
事務局	もし今後繰り返されるようなら、本当に条例が必要なのかというところも改めて考える必要があろうかと思います。
会長	検討してもいいですが私としては審議会があってもいいのではないかと思います。感覚的に町長とか役付きの人はこの

	額でいいかなと思います、議員が以外に少ないなという感じがして、昨今なり手が、確かに報酬だけの話ではないかと思いますが、報酬は一つの大きなモチベーションになるのではないかと思うわけで、感覚的にもう少し上げてもいいのではないかという気はします。今上げ幅が14,000円ですけど、プラス5,000円くらいあってもいいのではないかなと思います。町の財政状況もあると思いますが。生活の心配なく議員活動に従事出来るぐらいないという観点があるのかなと思います。
委員	8年に1度で改正されていて議員さんのそもそもの分母がというか20万円という低い額でありえないんじゃないかなという気がします。額面が低い人ほど上げましょうというのが世の中ではなっている、その感覚でいうと8年変わらないというのはちょっと驚いたんですけど。先ほども条例云々ということがありましたけど、この2、3年ですか人勧でもどんどん給料を上げないというところで町村会のタイミングじゃないと給料が上がらないというのはちょっとこの先はどんどん益々世の中と合わなくなってくるのではないかという印象は持ちました。場合によっては条例で南部町独自で上げていくってことをされてもいいんじゃないかなと思いました。
委員	言われたように8年は長いと思いました。西部町村会の答申が出てからしか行わないというそんな感じなので期間が長いと思うんです。毎年とは言いませんけど検討の余地は十分あると思います。会長さんが言われましたように南部町独自の審議会を残しておいてはと思います。
委員	先ほどから言われてますように8年間据え置きということで、今色んなものが物価とか燃料とか上がって何とかして生活を保障しようみたいな感じで賃上げの感じになっているにも関わらず、8年間据え置きというのは普通考えても引上げ額がこんだけいいのって言う感じもしないでもない、そうしたらせっかくこうやって集まって討議する場があるのであれば西部地区町村会を待たず、結局これが出るからやりましょうかというのがどこの町村もなっている状態ですよ。それが右にならえでそれでいいのかどうかと言うのもですし、せっかくこういう会があるのであれば、議員さんの報酬であるとか8年間金額が変わってないというのは考えられないというか。南部町も逆に言うと右にならえではなくて西部町村会の答申がなくても何年に1回か果たしてこれでいいのか、審議会があるのであればそういう機会を設けたらいいのではないかなと思います。今回の額はこれで私は上げるならこんだけいいのかなと逆にそんな気もしますし、考えてあげたらという気もします。

事務局	これまで8年間上がってなかったというのは、例えば一般職の公務員も人事院勧告がどんどん下がってきて、今回ちょっと上がってきたのでいいタイミングだった。どこのタイミングがいいのか分かりませんが、8年はちょっと長すぎると
	思ってますし、コロナがあけたからではないですけど、どんどん物価が上昇してくるという今回いいタイミングになったのかな、と思います。上げ幅は基準となるものを持ち合わせていませんので、西部の報酬審議会での金額というものを参考に皆さん方の意見を参考にして行きたいと思えますし、今後次の4年後までこういった会が持てればと思います。
委員	西部町村で西部の報酬を西部町村会の中で一括して審議するという事は何かスタート的なことはあるのですか。別に
	そんなことは単町で独自で決めればいいことじゃないのっていう、それぞれ人口も違うし、ただ同じところにいてそれを西部の町村の集まりの中で答申をするという事態はどうなのかなっていうことも思うんですけど。その辺は昔から
	ですか。
事務局	私も成り立ちの辺は分かりませんが、だいぶ昔からあってるんじゃないかなと思っています。
委員	各町がやるよりは効率的にはなります。
委員	後は町民的にはどこの町村も一緒だからこんなもんかなという、高すぎるとか安すぎるとか意見が出にくいかも。いい
	か悪いか別として。
委員	例えば、境港とか米子とか市の状況は独自でされていますか。
事務局	独自でしていると思います。
委員	上げる上げないは別として、確認する審議会ということで行財政審議会はどうですかと諮る手はいけんですか。条例が
	なくなればの話ですが。8年間も議論がされなかったもので、ちょうど行財政審議会があるのだからそこで毎年、今のまま
	でいいですかとそれから上げた方がいい、下げた方がいいという答申が出れば具体的にいくらにすればいいか、ただその額をいくらにすればいいかというのが非常にどうやって決めればいいのかというのが難しいと思います。何かの目安が
	ないと。ただ、確認だけはしてもいいのではないかと思います。
委員	なんでその額にしたのっていう、近隣の状況とか同人口の他県の状況とか充分説得力があると思います。議会で上程す
	ると思いますが、議員さんは自分の報酬について何か質問とか出ますか。
事務局	議員さんは議員さんで議員発議されます。南部町の場合は。ですので自分たちで話をされます。

委員	今まで議会で諮ってこられたと思いますけど、議員さんの方から何でそんなに上げるのかか上げすぎじゃないのか、
	そんなことは特にはありませんか。
事務局	上げた方がいいのかどうなのかというところは昔はあったようです。このご時世ではありませんが、答申については上
	げた方がいいのではないかとというのが大多数のご意見でないかなというふうに思います。
会長	大体今までの意見で上げる方向はいいでしょうという話でいいと思いますがどうでしょう。
委員	南部町の方の審議会が引上げ額が妥当かどうかというところは何かないと町村会の言われるとおりって何かそこがあま
	りすっきりしないなっていう感じはありますよね。
会長	町村会が判断された資料を持って判断された案を我々がまた重複というかそういう感じになりますので。
委員	今回は特にいいのですが、もしまた何かあったらもう少し西部町村会の審議会の内容というかその上げ幅がどのように
	その額に決められたのかというその辺の資料というか過程が知れたらと思います。
会長	判断の基がないので、そのままでもいいのではないかと行ってもいいのだが、なんとなく感覚的な話になります。
事務局	もしよければ、町村会から議事内容であったり算定根拠というところを取り寄せて皆さんにお送りさせていただきたい
	思います。
委員	新聞では見たんですけどネットとかでは資料は公開されているのか。審議会って公表なんですか。
事務局	ちょっと分からないです。
委員	もし何かその金額の過程が分かればと思います。
会長	私は感覚的に町長・副町長・議長・教育長・病院事業管理者はいいけど、副議長・議会運営委員長・常任委員長・議員
	はもう少し上げてもいいのではないかと感じる意見を使うとすると、こういう意見もありましたよということ
	付けて報酬改定の条例を上げると、議員さんが最もだということになると上げることになるのですか。
事務局	次回の判断材料とされるのかその辺かと思います。
委員	資料を読むと平成16年から2万円くらいしか上がってない。ずっと議員を続けておられる方がいるか分からないですけ
	ど20年変わっていない。
会長	何期やっても上がらないんだよね。一般公務員と違って。

委員	いくら上げるとかそういうのは中々決めにくいとは思いますが、定期的に西部町村会から上がってきたらこういう会
	があるんじゃないかと、毎年じゃないにしても隔年ぐらいで見直しをしていくっていう付則みたいなものがあった方がいい
	いような気はしますね。
委員	見直しを検討するとか。
委員	特に議長、議員さん関係。
委員	ですね。
会長	役付きの場合はこの間隔でいいとしても議員の人はそれがあってもいいような気がする。諮問は基本的には是とするこ
	とでいいですか。
各委員	はい。
会長	付帯意見として、見直しのルール化をした方がいいのではないかとこのところを付けてもらうのか、あと一部の委員か
	らもう少し引き上げ幅を大きくしてもいいのではないかという意見もあった。町村会で見直しをしようじゃないかとい
	う担ぎは誰がするのですか。
事務局	西部町村会の会長さんです。
会長	職員がそろそろしてもいいんじゃないかというのではないのか。
事務局	会長さんが諮問をすれば答申をしなければならないので、私が知っている中では前回日南町さんが議員の報酬を上げな
	いといけないのではないかという形でされたみたいですけど、途中で町長さんがお亡くなりになっておられますのでそ
	こで止まっているのではないかなと思います。諮問まではされてないのではないかと思います。そういったこともあつ
	たようです。
会長	町村会のメンバーの誰かが言って会長がそうだなと言ったらそういうことなんですね。
委員	ちなみに予算的なことがあるのですか。当初予算に上げられるんですか。
事務局	そうです。議員さんは議員発議なのでまだですが。
会長	答申は上げる方向で是、額もいいでしょうということで、ただもうちょっと上げてもいいという意見があったことと定
	期的な見直し。南部町独自でやって町村会に言ってもいいわけですから定期的に見直してみたいのを。何を判断して上

	げてあげてもいいじゃないかというのは難しい話ですが、こういう制度があってもいいと思います。それぞれの町の誰かが上げようやというのを待つよりは。
委員	そうならば今回議員さんが一律14,000円ですけど、この先8年ないならもっと上げてあげようとなるかもしれませんが、定期的にということになればこのスタートの額で次がまだ8年先じゃないんだよということになれば、これからそういうふうを考えていかれるならいいんじゃないかなと思います。
事務局	先ほども物価の上昇の話があったのですが、まだまだ上がってくると思いますのでまあ8年と言わず1年がいいのか2年がいいのか分かりませんが見直しは必ず出てくると思っています。
委員	今まで町村会があった時にこういった審議会があったということなので、南部町で審議会があるならもっとこの場が発言がし易くなる、何のためにそれをやっているの、毎年検討してますよとなったらやりがいといったら何ですけど、町の審議会の意味合いがあるという具合に思います。
事務局	では方向性はよろしいでしょうか。
各委員	はい。
事務局	最終的に答申という形で会長さんに作成いただくことでよろしいでしょうか。
委員	会長、一任でよろしいでしょうか。
各委員	よろしくお願いします。
事務局	参考資料として、西部町村会で金額をどうして出したかというのを後日、送付させていただきます。
会長	議員になるという人が、町政をどうしようとする気持ちの人が確かにないんだろうと思うのですが、能力がある人は議員なんかせずに自分で能力を発揮してお金を稼ぐ、まあお金だけが全てではないですが、そういう人にも町政に参加してもらおうと思ったらそれなりのことがないとだめですよ、と思うので議員の報酬については一つの重要なファクターとしてですね、南部町としては考えねばならないということで。それだけがモチベーションではないと書いてあるがモチベーションだと思うなあ。
会長	それでは慎重に審議していただきましてありがとうございました。閉会とさせていただきます。
事務局	ありがとうございました。